

令和8年 第5回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年5月7日(木) 午後2時00分～午後2時31分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(30名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
		31番 大橋政良	32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(3名)

17番 川瀬明久 19番 伊藤正覚 30番 赤尾浩幸

5 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

(3) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(4) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 中野、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

6番 林 哲也 7番 中村 伸

9 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

本日の出欠状況について、報告します。

17番 川瀬委員、19番 伊藤委員、30番 赤尾委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は33名中30名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第5回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、6番 林 哲也委員、7番 中村 伸委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第6号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和8年5月7日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2ページのとおり、13件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

以上で報告第6号を終わります。続きまして、日程第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

3ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年5月7日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号57番 平田町今尾字四ツ谷●●●●番、畑、288㎡

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：贈与。

受付番号58番 平田町今尾字西区●●●●番、畑、402㎡

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号59番 南濃町太田字杉生平●●●●番 外1筆、畑、792㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号57番の案件について、30番 赤尾委員が欠席されておりますので、事務局補足ありますか。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号57番の案件については、譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、所有農地に隣接していることから贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号58番の案件について、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

今尾の南半分を担当しております。受付番号58番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるものです。ちなみに、この売られる方の隣が、譲受人の畑ですので、まさしく農業経営拡大で問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

◎議 長

続きまして、受付番号59番の案件について、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号59番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難で、譲受人は、後継者として贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第5 議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

4ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年5月7日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号60番

海津町馬目字道上●●●●番、畑、現況雑種地、433㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。転用目的：貸駐車場。

この案件の農地区分は、概ね500m以内に市役所がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、東面が農地ですがL型擁壁が施工されており、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

なお、この案件は議案第19号と関連しますので、併せて説明させていただきます。6ページをご覧ください。

議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和8年5月7日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号66番 土地の所在等は60番と同じです。平成17年1月28日に一般個人住宅として許可済みですが、諸般の事情により計画を断念され、承継人である譲受人が整形外科医院職員の駐車場として貸されるもので、事業者及び転用目的を変更されるものです。

戻りまして、4ページをお願いします。

受付番号61番

平田町今尾字西区●●●●番 外3筆、田、現況一部宅地、計 828㎡。

譲渡人、平田町、●●●● 外1名。譲受人、安八郡輪之内町、株式会社 ●●●●。

転用目的：総合建設業 従業員駐車場。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号62番

平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外5筆、畑、現況雑種地、計 2,248㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、羽島市、●●●● 株式会社。

転用目的：コンクリート製品置場。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、既に整地済みの追認案件であり、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号63番

平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外2筆、畑、計3,185㎡。

譲渡人、横浜市南区、●●●● 外2名。譲受人、平田町、株式会社 ●●●●。

転用目的：土木工事、トラック・重機等販売業 重機置場。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで使用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号64番

南濃町安江字安江●●●●番、田、現況 畑、1,164㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、中津川市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号65番

南濃町田鶴字太平●●●●番、田、現況 畑、544㎡。

譲渡人、三重県桑名市、有限会社 ●●●●。譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

なお、この案件は議案第19号と関連しますので、併せて説明させていただきます。6ページをご覧ください。

受付番号67番 土地の所在等は65番と同じです。本案件につきましては、昭和56年12月14日に、南濃町の●●●●外1名に一般個人住宅として許可されましたが、その後、平成2年に売買により、所有権が有限会社 ●●●●に移転しております。

県に有限会社 ●●●●に対する許可記録の確認を行いました。記録の確認できなかったことから、現在確認できる情報に基づき事業計画変更を行うよう県から指示があり、許可に関する情報は、県から確認できた●●●●の許可の記録、事業の申請人としては、現在の所有者である有限会社 ●●●●とさせていただきました。

本申請は●●●●の計画断念に伴い、承継人が一般個人住宅として売買・建築を行うにあたり、事業者および計画内容を変更するものです。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号60番及び事業計画変更の66番について、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号60番及び66番の案件については、申請の目的は、貸駐車場です。

申請地は、平成17年に住宅として転用許可されていますが、諸般の事情で断念されていたもので、今回、譲受人は、申請地近くの夫が経営する整形外科医院の職員駐車場として貸し出すため取得されるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号61番について、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号61番の案件については、申請の目的は、従業員駐車場です。

譲受人は、総合建設業を営んでおり、隣接する事業本部や工場に駐車場が不足するため申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

ちなみにこの工場と、今度譲り受けされる田は、ファミリーマートの間にある一反に満たない田で、現在今尾営農が耕作しておりましたけども、本当にごみが多くて大変苦慮しておりました。農業委員としてこんなこと言ったらあかんのですけど、良かったと思っています。

◎議 長

続きまして、受付番号62番及び63番について、30番 赤尾委員が欠席されておりますので、事務局補足ありますか。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号62番の案件については、申請の目的は、コンクリート製品置場です。譲受人は、コンクリート製品製造販売業を営み、隣接の工場と一体利用されている追認案件ですが、その是正をされるものです。

受付番号63番の案件については、申請の目的は、重機置場です。譲受人は、トラック・重機等販売業を営み、販売在庫の保管場所として隣接の土砂置場を通路として一体利用し、申請されるもので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号64番について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

私の担当は上野河戸、羽沢、山崎ですが、先般も皆さんで亡くなられた方の黙とうをした、●●●●さんの担当ですが、今般事務局から連絡がありまして、私が地区外ですか署名しましたので、報告します。

受付番号64番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号65番及び事業計画変更の67番について、1番 伊藤委員お願いします

す。

◎1 番 伊藤委員

受付番号65番及び67番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請地は、昭和56年に住宅として転用許可されていますが、諸般の事情で断念されていたもので、今回、譲受人は、現在、賃貸物件に居住しておりますが、手狭になったため、住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時23分）

議事録署名者

6 番

7 番

議 長